

第 9 回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会（審議概要）

開催日及び場所	平成 2 4 年 6 月 4 日（月） 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎（今川橋法律事務所弁護士） 委員 栗田 誠（千葉大学大学院専門法務研究科教授） 委員 黒川 行治（慶應義塾大学商学部教授） 委員 高橋 静雄（独立行政法人国立印刷局監事） 委員 櫻井 博之（独立行政法人国立印刷局監事）
審議対象	1 平成 2 3 年度下半期契約の点検 平成 2 3 年度下半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約（5 3 件）及び一者応札・一者応募の契約（1 4 2 件）についての個別審議（1 9 5 件） 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件（2 件） 3 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ） 随意契約等見直し計画の基礎となった平成 2 0 年度契約案件の見直し項目について、関連する平成 2 3 年度契約案件の実施結果の審議（3 5 1 件）

議 事	内 容
平成 2 3 年度の契約状況について	平成 2 3 年度の競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約の状況について報告した。
平成 2 3 年度下半期契約締結状況等の報告	対象契約 1 9 5 件の契約締結状況及び新規の競争性のない随意契約を予定している案件 2 件について報告した。
2 か年連続して一者応札・一者応募となった契約について	2 か年連続して一者応札・一者応募となった契約 7 5 件について報告した。（平成 2 3 年度下半期分）
審議方法	1 平成 2 3 年度下半期契約の点検 審議対象契約の件数が多いことから、効率的な審議の実施が必要のため、以下の方法で行うこととした。 （1）審議する個別契約案件を栗田委員長代理が選定する。 （2）選定された個別契約案件を委員会の場で審議する。 （3）選定された個別契約案件以外の契約については、国立印刷局監事の委員が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。 （4）（3）の点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。 2 新規の競争性のない随意契約を予定している案件 審議対象の 2 件全てを委員会の場で審議することとした。 3 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ） 概要及び特記事項について説明し、詳細については、持ち回り審議により、各委員が審議し、委員長が決定する。
個別契約案件審議	6 件 新規の競争性のない随意契約を予定している案件 2 件及び選定された 4 件、計 6 件について審議を行った。
競争性のない随意契約 新規予定案件	2 件 「機能性検査装置」（機械の製造） 「銀行券特殊印刷機」（機械の製造）
競争性のない随意契約	1 件 「銀行券特殊検査機」（機械の製造）
一者応札・一者応募の 契約	3 件 「銀行券封包機」（機械の製造） 「旅券冊子用 I C シート B」（物品の購入） 「O I - 1 5（フェノールノボラック型水溶性アクリレート混合物）」（物品の購入）

議 事	内 容
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり
国立印刷局監事の委員による点検及び持ち回り審議	<p>1 平成23年度下半期契約の点検 委員会で個別に審議した案件以外の案件について、国立印刷局監事の委員が審議内容を踏まえて点検し、その結果を持ち回り、各委員が審議をした。</p> <p>2 随意契約等見直し計画の実施状況（フォローアップ） 持ち回り審議により、各委員が審議をした。</p> <p>[持ち回り審議の結果] 点検の結果について、相当であることが報告され、委員長により決定された（平成24年6月18日）。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし

意見・質問	回答
<p>◇個別契約案件審議 1 【競争性のない随意契約新規予定案件】 「機能性検査装置」</p> <p>秘密保持に関する覚書や誓約書については、締結する際にリーガルチェックを行っているか。</p>	<p>基本的に誓約書を結ぶ際に法務部門でチェックを受け、弁護士に確認している。</p>
<p>◇個別契約案件審議 2 【競争性のない随意契約新規予定案件】 「銀行券特殊印刷機」</p> <p>このようなオーダーメイドの特殊な印刷機の金額は、どのように積算されるのか。</p>	<p>当方が必要とする機械の概要をメーカーに提示して、見積書を徴取し、その見積書の内容及び価格について、他の印刷機との価格の比較検証を行い、また、市場価格を参考にして検証するなど、細かい精査を実施し算出している。</p>
<p>◇個別契約案件審議 3 【競争性のない随意契約】 「銀行券特殊検査機」</p> <p>メンテナンスについては、機械ごとに異なるものなのか。期間や補償される事故の内容などは契約の際に締結するものなのか。</p>	<p>一般的に新しい機械を導入すると1年間は無償で保守点検の取り決めをしておき、無償期間が経過した後、事故が起こった場合、相手方の瑕疵によるものかどうかを協議して、瑕疵に該当するものであれば無償で対応させる。</p>
<p>◇個別契約案件審議 4 【一者応札・一者応募の契約】 「銀行券封包機」</p> <p>前回入札に参加した会社が参加しなかったのはなぜか。10年に1度4台くらいの発注では、採算が合わないと考えられているのか。</p>	<p>本契約の納期が受注済の他の契約の納期と重なり、技術者の要員の確保ができなかったことが理由のようである。</p>
<p>◇個別契約案件審議 5 【一者応札・一者応募の契約】 「旅券冊子用ICシートB」</p> <p>社会的な要請により競争契約を推進するのは理解するが、将来にわたっての供給先の確保の観点から、契約方法の変更について考えていく必要があると思うがどうか。</p>	<p>供給先確保の観点を踏まえ、今後、契約方式の見直しについて検討していく必要があると考えている。</p>

意見・質問	回答
<p>◇個別契約案件審議6</p> <p>【一者応札・一者応募の契約】</p> <p>「O I—15（フェノールノボラック型水溶性アクリレート混合物）」（インキ原材料）</p> <p>当該材料は、この契約相手方以外からは調達できないのか。</p>	<p>昨年、当該材料の納入を希望する業者が1者あり、技術審査を行ったが不合格であった。そのため、現段階では、当該技術審査を合格している業者はない状況である。</p> <p>なお、その業者に対しては、どうして不合格になったかのフィードバックを行い、現在新たなサンプルを受けていることから、再度、技術審査を行う予定である。</p>